

■夜間通行止めに伴う迂回ルートや料金調整のご案内

1. 主な迂回ルートのご案内

夜間通行止め時は、名二環・伊勢湾岸道または一般道などへの迂回をお願いいたします。



区間	迂回ルート	所要時間(参考) ※渋滞していない場合
E23 東名阪道 弥富 IC ⇒ 長島 IC	E23 東名阪道 弥富 IC ⇒国道 155 号 ⇒国道 1 号 ⇒県道 7 号線 ⇒E23 東名阪道 長島 IC	迂回ルート利用の場合 約 15 分 (東名阪道利用時 約 3 分) 【所要時間:+12 分】

※名二環・伊勢湾岸道へ迂回される場合の所要時間については、東名阪道リニューアル工事専用 WEB サイトをご確認ください。

2. 夜間通行止めに伴う乗継料金調整について

通行止め区間(乗継指定 IC 間)を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、迂回せずに直通利用された場合の通行料金より高くないよう、直通料金から一般道に迂回された場合の通行料金を差し引いて通行料金を請求させていただきます。

※伊勢湾岸道へ迂回される場合の料金調整については、東名阪道リニューアル工事専用WEB サイトをご確認ください。

《ETC をご利用のお客さま》

一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。「高速道路通行止め乗継証明書(乗継証明書)」の入手は不要です。クレジットカード会社などからの料金請求時に料金調整をおこないます。

《ETC 以外でご利用のお客さま(現金などでご利用のお客さま)》

通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡りする「乗継証明書」を乗り継ぎ後の出口 IC で、係員にお渡しください。

一旦流出する IC が料金精算機設置レーンの場合、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。また、乗り継ぎ後の出口 IC が料金精算機設置レーンの場合には、「乗継証明書」、「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

●乗継指定 IC

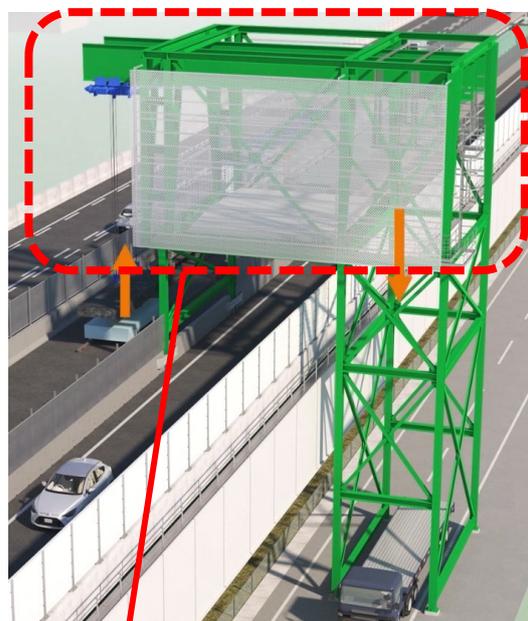
道路名	通行止め区間	乗継指定 IC	
		流出指定 IC (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC
E23 東名阪道	(下り線) 弥富 IC～長島 IC	E23 東名阪道 弥富 IC・蟹江 IC	E23 東名阪道 長島 IC・桑名東 IC・桑名 IC 四日市東 IC・四日市 IC E1A 伊勢湾岸道 みえ朝日 IC・みえ川越 IC

※ 流出指定 IC で流出後は、6 時間以内に再流入指定 IC で乗り継いでください。

※ 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、流出した IC または進行方向上の他の流出指定 IC で再流入されても料金調整をおこないません。

3. 夜間通行止め時の工事内容

工事資材を搬入・搬出するための設備を設置する工事をおこないます。



通行止め時に架設する部分